

| | | | | |
|--------|-----------|------|-------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 行政法特殊研究 I | 通年 | 金 6 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 前津 榮健 | 1年 | | |

| | | |
|-------|------|-------|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 到達目標 | |

| | |
|-------|------|
| 学びの準備 | 到達目標 |
| | |

| | |
|-------|---------------------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) |
| | テキスト・参考文献・資料など |
| | 学びの手立て |
| | 評価 |

| | |
|-------|----------------|
| 学びの実践 | テキスト・参考文献・資料など |
| | |

| | |
|-------|--------|
| 学びの実践 | 学びの手立て |
| | |

| | |
|-------|----|
| 学びの実践 | 評価 |
| | |

| | |
|-------|-------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
|-------|-------------|

※ポリシーとの関連性

行政法特論を通して、より高度な法的思考能力を身につけ、現実社会の諸問題の適切な解決策を導き出せるようにすること。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|---------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 行政法特論 I | 前期 | 月 6 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 前津 榮健 | 1 年 | 講義の前後か、研究室を訪ねること | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい この講義では、行政上の問題解決のために必要な基礎的知識の習得をめざしたい。行政法の基本理論とそれに関連する重要判例を取り上げ、従来の行政法理論や判例の妥当性および問題点を明らかにし、より妥当な解決方法を検討するとともに法務政策も視野に入れた講義を展開したい。講義は、受講生の思考能力を高めるために質疑応答を通して進めたい。 | メッセージ 行政法の基礎的知識を踏まえ、判例や事例問題にチャレンジしてみよう。 |
| | 到達目標 行政法特論の知識を踏まえ、国、県、市町村の行政現場でどのような法的問題が生じているのかを、自ら考え、解決策を導き出してみよう。 | |

| | | | |
|----------|--|-----------------|------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 回 | | |
| | 1 法治行政の原則 | | 原理・原則を理解する |
| 2 判例研究 | | 原理・原則に関する判例を読む | |
| 3 行政組織 | | 行政組織を調べる | |
| 4 行政立法 | | 行政立法の意義と課題を考える | |
| 5 判例研究 | | 行政立法に関する判例を読む | |
| 6 行政行為 | | 行政行為の特色を考える | |
| 7 行政行為 | | 裁量の意義や問題点を考える | |
| 8 判例研究 1 | | 行政行為に関する判例を読む | |
| 9 判例研究 2 | | 裁量に関する判例を読む | |
| 10 行政手続 | | 行政手続の意義と仕組みを考える | |
| 11 判例研究 | | 行政手続に関する判例を読む | |
| 12 行政指導 | | 行政指導の意義と問題点を考える | |
| 13 判例研究 | | 行政指導に関する判例を読む | |
| 14 行政強制 | | 行政強制の問題点を考える | |
| 15 行政罰 | | 科罰手続の問題点を考える | |
| 16 まとめ | | 行政手法についてまとめる | |
| | テキスト・参考文献・資料など 講義の際に、受講生の行政法の理解度に応じて決めたい。 講義の際に、適宜紹介したい。 | | |
| | 学びの手立て テキスト、六法を持参すること。 | | |
| | 評価 受講中における質疑応答 30%、レポート 50%、平常点 20%をみて総合的に評価する。 | | |

| | |
|-------|-------------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 地方行政関係法特論 I、II |
|-------|-------------------------------|

※ポリシーとの関連性

行政法特論を通して、より高度な法的思考能力を身につけ、現実社会の諸問題の適切な解決策を導き出せるようにすること。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|--------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 行政法特論Ⅱ | 後期 | 月6 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 前津 榮健 | 1年 | 講義の前後か、研究室を訪ねること | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい この講義では、行政法特論Ⅰの知識を踏まえ、行政救済に関する諸問題解決のための知識の習得をめざしたい。 行政法の基本的理論とそれに関連する重要判例を取り上げ、従来の行政法理論や判例の妥当性および問題点を明らかにし、より妥当な解決方法を検討するとともに法務政策も視野に入れた講義を展開したい。講義は、受講 | メッセージ 行政法の基礎的知識を踏まえ、判例や事例問題にチャレンジしてみよう。 |
| | 到達目標 行政法特論の知識を踏まえ、国、県、市町村の行政現場でどのような法的問題が生じているのかを、自ら考え、解決策を導き出してみよう。 | |

| | | | |
|-------|--|---------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス | 行政救済の必要性を考える |
| | 2 | 国家賠償法 1 | 国家賠償法の意義を考える |
| | 3 | 国家賠償法 2 | 国家賠償法の賠償の要件を調べる |
| | 4 | 判例研究 1 | 国家賠償に関する判例を読む |
| | 5 | 判例研究 2 | 国家賠償に関する判例を読む |
| | 6 | 判例研究 3 | 国家賠償に関する判例を読む |
| | 7 | 損失補償 1 | 損失補償の意義を考える |
| | 8 | 損失補償 2 | 損失補償の要件を調べる |
| | 9 | 判例研究 | 損失補償に関する判例を読む |
| | 10 | 行政不服審査法 1 | 不服審査の意義と課題を考える |
| | 11 | 行政不服審査法 2 | 審査手続を考える |
| | 12 | 判例研究 | 不服審査に関する判例を読む |
| | 13 | 行政事件訴訟法 | 行政訴訟の意義と課題を考える |
| | 14 | 判例研究 1 | 行政訴訟に関する判例を読む |
| 15 | 判例研究 2 | 行政訴訟に関する判例を読む | |
| 16 | 判例研究 3 | 行政訴訟に関する判例を読む | |
| | テキスト・参考文献・資料など 行政法特論Ⅰのテキストを継続的に使用したい。 適宜紹介したい。 | | |
| | 学びの手立て テキスト、六法を持参すること。 | | |
| | 評価 受講中における質疑応答30%、レポート50%、平常点20%を総合的に見て評価する。 | | |

| | |
|-------|-----------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 地方行政関係法特論Ⅰ、Ⅱ |
|-------|-----------------------------|

※ポリシーとの関連性 高度な専門的知識を獲得する。

[/演習]

| | | | | |
|--------|-----------|------|-------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 刑事政策特殊研究Ⅰ | 通年 | 金 6 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 小西 由浩 | 1年 | いつ何時でも歓迎する。 | |

| | | |
|-------|--|---------------------|
| 学びの準備 | ねらい 修士論文の作成に向けて、その予備的な作業を行う。この特殊研究Ⅰで行うべきことを大きく別けていえば、①修論テーマの確定、②当該テーマにおける諸論点の「幅と深み」の検証、③論文の全体的な構想を見通すことである。 | メッセージ 共に頑張りましょう。 |
| | 到達目標 修士論文の完成に向けて、予備的な学修・討論を行う。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） ①個別的な討議による問題意識の明確化 ②問題意識を支える関連文献の収集と読み込み ③論点の明確化と整理 ④各論文ごとの文献整理 ⑤論文全体の構想と骨子作り これらの項目を受講者との討論を通じて、具体化していく。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 予め指定はしない。受講者の問題関心に応じて個別に対応する。 |
| | 学びの手立て 一つの問題だけではなく、その関連する領域に目を配ること。 |
| | 評価 出席状況、受講態度（積極性）、報告等を総合的に考慮する。 |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 「刑事政策特殊研究Ⅱ」を引き続き履修すること。 |
|-------|--|

| | | | | |
|--------|----------|------|-------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 刑事政策特論 I | 前期 | 金 7 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 小西 由浩 | 1年 | いつ何時でも歓迎する。 | |

| | | |
|-------|---|------------------------------|
| 学びの準備 | ねらい 近年の犯罪統制、刑事政策における動向を考察する。特論 I においては、とりわけ犯罪学的思考の歴史、各理論の位置する社会的文脈を中心に、我々が犯罪という現象をいかなる枠組みにおいて捉えてきたかを理解すること、これを講義の目標にしたい。 | メッセージ 刑事政策への関心をともに深めましょう。 |
| | 到達目標 刑事政策の基礎となる理論・歴史を習得すること。 | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） ①犯罪学前史 古典主義の理論と近代刑法理論 ②犯罪人類学の登場 犯罪者人格の発見と19世紀的科学 ③犯罪社会学の展開 1 シカゴ学派と社会解体 ④犯罪社会学の展開 2 アノミー理論の系譜 ⑤犯罪社会学の展開 1 原因論なき犯罪学 ⑥現代犯罪予防法 リスク社会における犯罪 これらの諸テーマについて講義を行う。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 講義時に受講者が興味をもったテーマについての文献は、個別に指示する。 |
| | 学びの手立て 広い範囲の文献に触れることを意識する。 |
| | 評価 出席、受講態度、報告等を総合的に考慮する。 |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 「刑事政策特論 II」を引き続き履修すること。 |
|-------|--|

| | | | | |
|--------|---------|------|-------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 刑事政策特論Ⅱ | 後期 | 金7 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 小西 由浩 | 1年 | いつ何時でも歓迎する。 | |

| | | |
|-------|--|------------------------------|
| 学びの準備 | ねらい この講義では、近年の犯罪統制・刑事政策におけるトピックを個別に扱い、検討する。具体的な問題を考察するなかで、個々の課題を知るとともに、それら全体の深層に横たわるより大きな動向に目を向ける認識を養いたい。 | メッセージ 刑事政策への関心をともに深めましょう。 |
| | 到達目標 修士論文の完成に向けて、専門的な知見の基礎を固める。 | |

| | |
|-------|------------------------------------|
| 学びの準備 | 到達目標 修士論文の完成に向けて、専門的な知見の基礎を固める。 |
| | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 当面、考察の対象となるトピックは以下のとおりである： ①少年犯罪の現状と少年法改正問題 ②近年の刑事立法の「活性化」 ③被害者学の歴史と被害者対策 ④現代犯罪予防論と市民参加 これらを核に、付随する諸問題を扱う。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 講義時に必要に応じて指示する。 |
| | 学びの手立て 一つの問題から枝分かれしていく関連領域を意識すること。 |
| | 評価 出席、受講態度、報告等を総合的に考慮する。 |

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 学びの実践 | テキスト・参考文献・資料など 講義時に必要に応じて指示する。 |
| | |

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 学びの実践 | 学びの手立て 一つの問題から枝分かれしていく関連領域を意識すること。 |
| | |

| | |
|-------|-----------------------------|
| 学びの実践 | 評価 出席、受講態度、報告等を総合的に考慮する。 |
| | |

| | |
|-------|-------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
|-------|-------------|

| | | | | |
|--------|---------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 刑法特殊研究Ⅰ | 通年 | 水6 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 中野 正剛 | 1年 | seigo@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|-------|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>修士学位論文の作成に向けた指導が中心になる。論文では、結論の妥当性と、結論に至る論理展開の妥当性とで評価が決まる。そこで、本講座では刑法、刑事訴訟法に関する修士論文を作成する受講生を原則として対象に、刑法雑誌をはじめとする日英独仏内外の専門誌、判例を検討しながら、テーマの選定、明確な問題意識の涵養を目指す。</p> <p>到達目標 修士論文の完成が目標であるが、次のステップにつなげる問題点の抽出と新たな発想の創造。</p> | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>刑事法の基本観念、原理原則の徹底理解。 研究領域に関する先行文献の読み込みと要点要約整理整頓。 学位論文の着想と論点整理。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など 適宜指示する。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> |
| | <p>評価</p> <p>各受講生の課題への取り組みに基づく。</p> |

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>刑法特殊研究Ⅱ</p> |
|-------|-----------------------------------|

| | | | | |
|--------|---------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 刑法特殊研究Ⅱ | 通年 | 木6 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 中野 正剛 | 2年 | seigo@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|-------|
| 学びの準備 | ねらい 修士学位論文完成に向けた指導中心。そこで本講座では刑事法特殊研究Ⅰで得た問題意識をさらに発展させ、学位論文に結実させることを目指す。 | メッセージ |
| | 到達目標 ねらいと同じ | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個別的な討議による問題意識の明確化 2 問題意識を支える関連文献の収集と読み込み 3 論点の明確化と整理 4 参考文献の整理 5 論文全体の構想と骨子作り <p>これらの項目を受講生との討論を通して具体化してゆく。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>受講生の問題関心に基づいて個別に対応する。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> |
| | <p>評価</p> <p>出席状況、受講態度、報告等を総合的に考慮する。</p> |

| | |
|-------|-------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
|-------|-------------|

| | | | | |
|--------|--------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 刑法特論 I | 前期 | 火 7 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 中野 正剛 | 1 年 | seigo@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|-----------------------------------|
| 学びの準備 | ねらい 大学院では、自分で課題を見つけて、その問題を解決するために辛抱強く考え続け、しばしば先人の思考の跡をなぞりながら問題と向き合い続ける姿勢が大切。本講座の狙いは、このような学問的営為の手助けをすることにある。おもに、罪刑法定主義に代表される刑事法的事物的ものの考え方を習得させる。 | メッセージ 刑法のおもしろさを実感できるように授業構成をする |
| | 到達目標 刑法の基礎を正確に理解し、各種の資格試験にも対応できるようにする。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） すでにほかの科目でも刑法の基本的な考え方を学ばれると思うが、本講はそこで学ばれたことを単に繰り返すのではなく、「なぜ刑法だけが唯一国民に死刑を科す法的判断を下すことが許されているのか」に始まる刑法学の根本から説き起こし、現代的課題、たとえば無免許で麴を製造した酒税法違反事件について、被告人は所轄税務署に問い合わせたうえでその誤情報に基づいてしたばあいについても酒税法違反事件として処理されてしまうのかなど、院生の皆さんの素朴な疑問にお答えできる講義内容にする。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 開講後適宜指示する。 |
| | 学びの手立て |
| | 評価 平素の研究態度による。 |

| | |
|-------|------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 刑法特論 II |
|-------|------------------------|

| | | | | |
|--------|-------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 刑法特論Ⅱ | 後期 | 火7 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 中野 正剛 | 1年 | seigo@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|---------------------------------|
| 学びの準備 | ねらい 刑事法学では、個人の尊重という大きな価値を大前提にしつつ、人々の処罰感情をいかに慰撫してゆくかという、2つの価値のバランスをはかるという調整能力の涵養が大切である。このような、ほかの法分野とは異なる刑事法的ものの考え方を習得させる。 | メッセージ 興味を持って刑法の問題に取り組めるようにする |
| | 到達目標 刑法の基礎知識の正確な習得とともに、各種資格試験に対応できるようにする。 | |

| | | |
|-------|---|---------------------------------|
| 学びの準備 | ねらい 刑事法学では、個人の尊重という大きな価値を大前提にしつつ、人々の処罰感情をいかに慰撫してゆくかという、2つの価値のバランスをはかるという調整能力の涵養が大切である。このような、ほかの法分野とは異なる刑事法的ものの考え方を習得させる。 | メッセージ 興味を持って刑法の問題に取り組めるようにする |
| | 到達目標 刑法の基礎知識の正確な習得とともに、各種資格試験に対応できるようにする。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 刑法特論Ⅰと同じ。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 開講後適宜指示する。 |

| | |
|-------|------------------------------|
| 学びの実践 | テキスト・参考文献・資料など 開講後適宜指示する。 |
| | 学びの手立て |

| | |
|-------|------------------------------|
| 学びの実践 | テキスト・参考文献・資料など 開講後適宜指示する。 |
| | 学びの手立て |

| | |
|-------|------------------------------|
| 学びの実践 | テキスト・参考文献・資料など 開講後適宜指示する。 |
| | 学びの手立て |

| | |
|-------|-------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
|-------|-------------|

| | | | | |
|--------|----------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 憲法特殊研究 I | 通年 | 火 6 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 井端 正幸 | 1年 | 授業終了後に教室で受け付けます。 | |

| | | |
|-------|--|-------|
| 学びの準備 | ねらい 憲法学の基礎を学びながら、さまざまなテーマについて検討することを通じて、修士論文で取り上げるテーマを絞り込むことを目標にします。まず憲法学の方法を概観し、今後の研究の方法や課題を検討します。次に、受講生の問題意識に応じて、各人が興味もしくは関心があるテーマを選び、以後、順を追って報告し質疑応答を行ってまいります。 | メッセージ |
| | 到達目標 日本社会における憲法にかかわる諸問題がよく理解できる。 | |

| | | | |
|-------|-----------|------------------|------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 近代憲法とその展開（1） | 専門書をよく読むこと |
| | 2 | 近代憲法とその展開（2） | 専門書をよく読むこと |
| | 3 | 人権総論と私人間効力（1） | 専門書をよく読むこと |
| | 4 | 人権総論と私人間効力（2） | 専門書をよく読むこと |
| | 5 | 精神的自由をめぐる諸問題（1） | 専門書をよく読むこと |
| | 6 | 精神的自由をめぐる諸問題（2） | 専門書をよく読むこと |
| | 7 | 精神的自由をめぐる諸問題（3） | 専門書をよく読むこと |
| | 8 | 精神的自由をめぐる諸問題（4） | 専門書をよく読むこと |
| | 9 | 判例の検討（1） | 判例をよく読むこと |
| | 10 | 判例の検討（2） | 判例をよく読むこと |
| | 11 | 経済的自由をめぐる諸問題（1） | 専門書をよく読むこと |
| | 12 | 経済的自由をめぐる諸問題（2） | 専門書をよく読むこと |
| | 13 | 経済的自由をめぐる諸問題（3） | 専門書をよく読むこと |
| | 14 | 経済的自由をめぐる諸問題（4） | 専門書をよく読むこと |
| | 15 | 判例の検討（3） | 判例をよく読むこと |
| | 16 | 判例の検討（4） | 判例をよく読むこと |
| | 17 | 人身の自由をめぐる諸問題（1） | 専門書をよく読むこと |
| | 18 | 人身の自由をめぐる諸問題（2） | 専門書をよく読むこと |
| | 19 | 判例の検討（5） | 判例をよく読むこと |
| | 20 | 判例の検討（6） | 判例をよく読むこと |
| | 21 | 社会権をめぐる諸問題（1） | 専門書をよく読むこと |
| | 22 | 社会権をめぐる諸問題（2） | 専門書をよく読むこと |
| | 23 | 社会権をめぐる諸問題（3） | 専門書をよく読むこと |
| | 24 | 判例の検討（7） | 判例をよく読むこと |
| | 25 | 判例の検討（8） | 判例をよく読むこと |
| | 26 | 租税法律主義をめぐる諸問題（1） | 専門書をよく読むこと |
| | 27 | 租税法律主義をめぐる諸問題（2） | 専門書をよく読むこと |
| | 28 | 租税法律主義をめぐる諸問題（3） | 専門書をよく読むこと |
| | 29 | 判例の検討（9） | 判例をよく読むこと |
| 30 | 判例の検討（10） | 判例をよく読むこと | |
| 31 | ま と め | | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など テキストは使用しません。 長谷部恭男・石川健二・宍戸常寿編『憲法判例百選（第6版）Ⅰ・Ⅱ』有斐閣、など。その他、必要に応じて指示します。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て 法学の専門誌（法律時報等）に載っている論説等をよく読むこと、専門書をよく読むこと。</p> |
| | <p>評価 報告（50%）および質疑応答の内容（50%）などを総合的に考慮して評価します。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目 興味や関心に応じて、それぞれで考えること。</p> |

| | | | | |
|--------|---------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 憲法特殊研究Ⅱ | 通年 | 月6 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 井端 正幸 | 2年 | 授業終了後、教室で受け付けます。 | |

| | | |
|-------|--|-------|
| 学びの準備 | ねらい この講義では、修士論文を完成させることが最大の目標となる。そのために、まず各人の問題意識をより鮮明にすること、先行研究を十分にふまえること、テーマに応じて学説や判例等を読みこなし整理すること、などを着実にこなしていただきたい。 | メッセージ |
| | 到達目標 日本社会における憲法にかかわる諸問題がよく理解できる。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 修士論文のテーマを確定し、その内容を明確にするために、論文の構成の検討、参考文献の読解と整理、などを繰り返し行ってもらおう。 夏期休暇前に第一草稿を提出し（字数・枚数等は問わない）、その検討を経た後に、後期に行われる修士論文中間発表の際には第二次草稿をまとめていることが望ましい。この第二次草稿をさらに繰り返し検討した後に、修士論文を完成させることを目標にしてもらいたい。 |
| | テキスト・参考文献・資料など テキストは使用しません。 各人で検索、収集すること。 |
| | 学びの手立て 法学の専門誌（法律時報等）に載っている論説等をよく読むこと、専門書をよく読むこと。 |
| | 評価 修士論文が完成したか否か、その内容等を考慮して評価する。 |

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 興味や関心に応じて、それぞれで考えること。 |
|-------|--------------------------------------|

| | | | | |
|--------|--------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 憲法特論 I | 前期 | 木6 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 井端 正幸 | 1年 | 授業終了後に教室で受け付けます。 | |

| | | |
|-------|---|-------|
| 学びの準備 | ねらい 現代社会における憲法問題について、さまざまな角度から検証することを通じて、基本的な知識や事例等を単に覚えるのではなく、法的・論理的に考える力を身につけることを目標とします。 | メッセージ |
| | 到達目標 日本社会における憲法にかかわる諸問題が理解できる。 | |

| | | | |
|-------|---|----------------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス | |
| | 2 | 法とは何か — 国家と法 | レジュメ、資料等をよく読むこと |
| | 3 | 憲法とは何か — 人権保障と立憲主義 | レジュメ、資料等をよく読むこと |
| | 4 | 基本的人権の歴史 — 近代と現代 | レジュメ、資料等をよく読むこと |
| | 5 | 二つの憲法と人権保障 — 臣民と国民 | レジュメ、資料等をよく読むこと |
| | 6 | 平和に生きる権利 — 平和主義と安全保障 | レジュメ、資料等をよく読むこと |
| | 7 | 「非武装」と集団的安全保障 | レジュメ、資料等をよく読むこと |
| | 8 | ビデオ「最高裁判所」視聴 | 感想文を丁寧に書くこと |
| 9 | 外国人に人権は保障されるか | レジュメ、資料等をよく読むこと | |
| 10 | 「会社」に人権は保障されるか | レジュメ、資料等をよく読むこと | |
| 11 | 「法の下での平等」の現在 | レジュメ、資料等をよく読むこと | |
| 12 | ビデオ「22歳の涙が生んだ男女平等」視聴 | 感想文を丁寧に書くこと | |
| 13 | 人権の制約は許されるか — 違憲審査基準 | レジュメ、資料等をよく読むこと | |
| 14 | 信教の自由と政教分離原則 | レジュメ、資料等をよく読むこと | |
| 15 | 表現の自由の規制と違憲審査 | レジュメ、資料等をよく読むこと | |
| 16 | 質問と回答 | | |
| | テキスト・参考文献・資料など テキストは使用しません。講義の際にレジュメ、資料等のプリントを配布する予定。 (1) 井端正幸・渡名喜庸安・仲山忠克編『憲法と沖縄を問う』法律文化社 (2) 倉持孝司編『歴史から読み解く日本国憲法(第2版)』法律文化社 (3) 永田秀樹・和田進編『歴史の中の日本国憲法』法律文化社、など。 | | |
| | 学びの手立て 法学の専門誌(法律時報等)に載っている論説等、および専門書をよく読むこと。 | | |
| | 評価 受講態度(50%)、および講義中の質疑応答にどのように答えたか(50%)、などの諸点を考慮して評価します。 | | |

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 興味や関心に応じて、それぞれで考えること。 |
|-------|--------------------------------------|

| | | | | |
|--------|-------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 憲法特論Ⅱ | 後期 | 木6 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 井端 正幸 | 1年 | 授業終了後に教室で受け付けます。 | |

| | | |
|-------|---|-------|
| 学びの準備 | ねらい 憲法特論Ⅰで学んだことに加えて、引き続き現代社会の憲法問題について、特に基本的人権の保障をめぐる諸問題を中心に、さまざまな角度から検証し、その背景や今後の展望などもあわせて総合的に検討します。その後、テーマを与えて小論文を書いてもらう予定です。 | メッセージ |
| | 到達目標 日本社会における憲法にかかわる諸問題が理解できる。 | |

| | | | |
|-------|---|-----------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 知る権利と情報公開 | レジュメ、資料等をよく読むこと |
| | 2 | プライバシーと個人情報の保護 | レジュメ、資料等をよく読むこと |
| | 3 | ビデオ「プライバシー」視聴 | 感想文を丁寧に書くこと |
| | 4 | 営業は自由にできるか | レジュメ、資料等をよく読むこと |
| | 5 | 財産権の保障と損失補償 | レジュメ、資料等をよく読むこと |
| | 6 | 人間らしく生きる権利 | レジュメ、資料等をよく読むこと |
| | 7 | 教育を受ける権利と教育の自由 | レジュメ資料等をよく読むこと |
| | 8 | 働くことは権利か | レジュメ、資料等をよく読むこと |
| 9 | 刑事裁判と人身の自由 | レジュメ、資料等をよく読むこと | |
| 10 | 被疑者・被告人の人権 | レジュメ、資料等をよく読むこと | |
| 11 | 米軍ヘリコプター墜落事故と法的諸問題 | 事件・事故と法の関連を考える | |
| 12 | 小論文作成（1） | 論理的な文章を書くこと | |
| 13 | 小論文作成（2） | 論理的な文章を書くこと | |
| 14 | 小論文作成（3） | 論理的な文章を書くこと | |
| 15 | 小論文作成（4） | 論理的な文章を書くこと | |
| 16 | 小論文作成（5） | 論理的な文章を書くこと | |
| | テキスト・参考文献・資料など テキストは使用しません。講義の際にレジュメ、資料等のプリントを配布する予定。 (1) 井端正幸・渡名喜庸安・仲山忠克編『憲法と沖縄を問う』法律文化社 (2) 倉持孝司編『歴史から読み解く日本国憲法（第2版）』法律文化社 (3) 永田秀樹・和田進編『歴史の中の日本国憲法』法律文化社、など。 | | |
| | 学びの手立て 法学の専門誌（法律時報等）に載っている論説等、および専門書をよく読むこと。 | | |
| | 評価 受講態度（50%）、および講義中の質疑応答でどのように答えたか（50%）、などを総合的に考慮して評価します。 | | |

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 興味や関心に応じて、それぞれで考えること。 |
|-------|--------------------------------------|

| | | | | |
|--------|-----------|------|--|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 国際私法特殊研究Ⅱ | 通年 | 火7 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 熊谷 久世 | 2年 | 授業の際に限らず、随時受け付けます。 研究室：5-618 kumagai@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい 修士論文の完成に向けて、テーマを決定する。資料・文献を収集して読み込みつつ、研究報告と議論を重ねて執筆を進める。 | メッセージ 収集した文献・資料の整理とともに論文執筆に向けた重要な時期となります。あせらずに一つひとつ、コツコツと準備を続けてください。 |
| | 到達目標 修士論文を完成させる。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） ①年間研究計画の作成 ②前年度末に提出した論文概要をふまえ、詳細な構想表を作成する ③7月末の中間発表会に向けて研究成果をまとめる ④中間発表での指摘、反省点をふまえ、構成、内容、方法等を総合的に再検討する ⑤夏期集中において研究成果を発表する ⑥12月の講義終了時までには修士論文の下書きを提出する ⑦全体を通して総点検を行い、論文を手直しする（1月下旬提出） ⑧最終試験、発表会に向けて準備を行う |
| | テキスト・参考文献・資料など 特に指定はしない。受講者の設定したテーマに関連するものについては、適宜紹介します。 |
| | 学びの手立て 収集した文献・資料を丹念に読み込み、きちんと整理することが重要です。より多くの研究論文を読むことで自らの論文構成にも多くの示唆を受けるものと思われます。 |
| | 評価 研究成果(80%)およびその取組内容(20%)などを評価して判定する。 |

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 完成させた修士論文を発表もしくは公刊していく。 |
|-------|--|

| | | | | |
|--------|---------|------|--|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 国際私法特論Ⅰ | 前期 | 火6 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 熊谷 久世 | 1年 | 授業の際に限らず、随時受け付けます。 研究室：5-618 kumagai@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>私人の社会生活関係が国境を越えて拡大・複雑化していくと、私人の法律関係を規律しうる複数の私法秩序の競合が顕在化します。こうした複数の私法秩序間の関係をどのように調整するかという国際私法の基本的な構造上の意義と課題について検討することを目的とする。</p> | <p>受講に際しては具体的な法律知識を必要としないが、国際的な民事関係への関心を持っていることが望ましい。</p> |
| 到達目標 | 国際私法の前提にある基本的な考え方や、その理論的構造につき理解し、現在の国際私法が提起するさまざまな問題につき検討できる思考力を養うことを目指します。 | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>レジュメ「国際私法」を主として講義を進める。 （詳細は初回のガイダンスにおいて説明します） レジュメのほか、適宜関連資料を配布しつつ本講の理解に役立つよう努める。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは指定しない。 参考文献は必要に応じて適宜紹介する。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>国際私法の事例を通じて学ぶことにより、国際的な生活関係に適用されるのは必ずしも日本法だけに限られないことを知り、かつ、国際社会には多様な法システム（場合によっては、日本におけるのとは異なる価値観が背後に存在する）が並存していることを理解してほしい。</p> |
| | <p>評価</p> <p>特定の課題に対する報告（60%）および受講態度（40%）により判定する。</p> |

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>国際私法特論Ⅱ</p> |
|-------|-----------------------------------|

| | | | | |
|--------|---------|------|--|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 国際私法特論Ⅱ | 後期 | 火6 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 熊谷 久世 | 1年 | 授業の際に限らず、随時受け付けます。 研究室：5-618 kumagai@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>私人の社会生活関係が国境を越えて拡大・複雑化していくと、私人の法律関係を規律しうる複数の私法秩序の競合が顕在化します。こうした複数の私法秩序間の関係をどのように調整するかという国際私法の基本的な構造上の意義と課題について、とりわけ訴訟手続上の観点から検討することを目的とする。</p> | <p>受講に際しては具体的な法律知識を必要としないが、国際的な民事関係への関心を持っていることが望ましい。</p> |

| | |
|------|---|
| 到達目標 | 国際民事訴訟法の前提にある基本的な考え方や、その理論的構造につき理解し、現在の国際民事訴訟法上で提起される様々な問題につき検討できる思考力を養うことを目指します。 |
|------|---|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>レジュメ「国際民事訴訟法」を主として講義を進める。 （詳細は初回のガイダンスにおいて説明します） レジュメのほか、適宜関連資料を配布しつつ本講の理解に役立つよう努める。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは指定しない。 参考文献は必要に応じて適宜紹介する。</p> |

| | |
|--------|---|
| 学びの手立て | 国際民事訴訟の事例を通じて学ぶことにより、国際的な取引や生活関係に規律されるのは必ずしも日本法だけに限られないことを知り、かつ、国際社会には多様な法システム（場合によっては、日本におけるのとは異なる価値観が背後に存在する）が並存していることを理解してほしい。 |
|--------|---|

| | |
|----|--------------------------------------|
| 評価 | 特定の課題に対する報告（60%）および受講態度（40%）により判定する。 |
|----|--------------------------------------|

| | |
|-------|-------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
|-------|-------------|

| | | | | |
|--------|-----------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 国際法特殊研究 I | 通年 | 火 6 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 比屋定 泰治 | 1年 | 授業終了後に教室で受け付けます。 | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい 修士論文の執筆に向けて、テーマの検討・絞り込みをおこなう。 | メッセージ テーマの選定は、論文執筆の過程全体において、かなりのウェイトを占める作業です。そのため、多くの事象に目を配り、それぞれに関連する資料・判例等を丹念に拾い集めてチェックすることが必要です。非常に根気のいる作業ですが、がんばって達成してほしいと思います。 |
| | 到達目標 選定した論文テーマについて、何が問題となっているのかを十分に説明できること。関連する資料・文献等を根拠に、テーマに対する自分なりの評価を述べられるようになること。 | |

| | | | |
|-------|------------------------|--------------------------|------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス、授業方針の調整 | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 2 | テーマ発見のための作業①（さまざまな事象の調査） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 3 | テーマ発見のための作業②（さまざまな事象の調査） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 4 | テーマ発見のための作業③（さまざまな事象の調査） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 5 | テーマ発見のための作業④（さまざまな事象の調査） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 6 | テーマ発見のための作業⑤（さまざまな事象の調査） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 7 | テーマ発見のための作業⑥（さまざまな事象の調査） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 8 | テーマ発見のための作業⑦（さまざまな事象の調査） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 9 | テーマ発見のための作業⑧（さまざまな事象の調査） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 10 | テーマ発見のための作業⑨（さまざまな事象の調査） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 11 | テーマ発見のための作業⑩（さまざまな事象の調査） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 12 | テーマ候補の絞り込み①（各テーマの可能性の検討） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 13 | テーマ候補の絞り込み②（各テーマの可能性の検討） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 14 | テーマ候補の絞り込み③（各テーマの可能性の検討） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 15 | テーマ候補の絞り込み④（各テーマの可能性の検討） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 16 | テーマ候補の絞り込み⑤（各テーマの可能性の検討） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 17 | テーマ候補の絞り込み⑥（各テーマの可能性の検討） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 18 | テーマ候補の絞り込み⑦（各テーマの可能性の検討） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 19 | テーマ候補の絞り込み⑧（各テーマの可能性の検討） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 20 | テーマ候補の絞り込み⑨（各テーマの可能性の検討） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 21 | テーマ候補の絞り込み⑩（各テーマの可能性の検討） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 22 | テーマ決定に向けて①（各テーマの研究報告） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 23 | テーマ決定に向けて②（各テーマの研究報告） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 24 | テーマ決定に向けて③（各テーマの研究報告） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 25 | テーマ決定に向けて④（各テーマの研究報告） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 26 | テーマ決定に向けて⑤（各テーマの研究報告） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 27 | テーマ決定に向けて⑥（各テーマの比較・選択） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 28 | テーマ決定に向けて⑦（各テーマの比較・選択） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 29 | テーマ決定に向けて⑧（各テーマの比較・選択） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| 30 | テーマ決定に向けて⑨（各テーマの比較・選択） | 授業の終了時に、毎回指示します。 | |
| 31 | テーマ決定に向けて⑩（各テーマの比較・選択） | 授業の終了時に、毎回指示します。 | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など テキスト等は特に指定しません。論文のテーマ候補に関わる資料・文献を各自で収集することが基本となります。各テーマに必須の文献等があれば紹介します。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て 資料・文献等の読み込みが学習の中心となるため、指示された資料等をきちんと事前に読んでくること。</p> |
| | <p>評価 論文執筆に関する質疑応答の内容（50%）、研究報告の内容（50%）を評価して成績を判定します。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目 関連科目：国際法特殊研究Ⅱ</p> |

| | | | | |
|--------|----------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 国際法特殊研究Ⅱ | 通年 | 火6 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 比屋定 泰治 | 2年 | 授業終了後に教室で受け付けます。 | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 修士論文の完成に向けて、テーマを決定する。資料・文献を収集して読み込みつつ、研究報告と議論を重ねて執筆を進める。 | テーマを決定した後は、ひたすら資料・文献を読み込むこととなります。そのうちに問題意識が明確化し、自分の見解もまとまってきます。論文執筆には非常にエネルギーが要りますが、がんばって書き上げてください。 |
| 到達目標 | テーマを決定し、修士論文を完成させること。 | |

| | | | |
|-------|---------------------|------------------------|------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス、授業方針の調整 | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 2 | テーマの掘り下げ（資料・文献の収集） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 3 | テーマの掘り下げ（資料・文献の収集） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 4 | テーマの掘り下げ（資料・文献の収集） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 5 | テーマの掘り下げ（資料・文献の収集） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 6 | テーマの掘り下げ（資料・文献の収集） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 7 | テーマの掘り下げ（資料・文献の読み込み） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 8 | テーマの掘り下げ（資料・文献の読み込み） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 9 | テーマの掘り下げ（資料・文献の読み込み） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 10 | テーマの掘り下げ（資料・文献の読み込み） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 11 | テーマの掘り下げ（資料・文献の読み込み） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 12 | テーマの確定、執筆開始 | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 13 | 論文執筆のための討論（構成の見直し等） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 14 | 論文執筆のための討論（構成の見直し等） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 15 | 論文執筆のための討論（構成の見直し等） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 16 | 論文執筆のための討論（構成の見直し等） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 17 | 論文執筆のための討論（構成の見直し等） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 18 | 論文執筆のための討論（全体の構成の組み立て） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 19 | 論文執筆のための討論（全体の構成の組み立て） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 20 | 論文執筆のための討論（全体の構成の組み立て） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 21 | 論文執筆のための討論（全体の構成の組み立て） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 22 | 論文執筆のための討論（全体の構成の組み立て） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 23 | 論文執筆のための討論（各章ごとの検討） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 24 | 論文執筆のための討論（各章ごとの検討） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 25 | 論文執筆のための討論（各章ごとの検討） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 26 | 論文執筆のための討論（各章ごとの検討） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 27 | 論文執筆のための討論（各章ごとの検討） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 28 | 論文執筆のための討論（全体的な見直し） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| | 29 | 論文執筆のための討論（全体的な見直し） | 授業の終了時に、毎回指示します。 |
| 30 | 論文執筆のための討論（全体的な見直し） | 授業の終了時に、毎回指示します。 | |
| 31 | 論文執筆のための討論（完成） | 授業の終了時に、毎回指示します。 | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 び の 実 践 | <p>テキスト・参考文献・資料など テキスト等は特に指定しません。論文のテーマに関わる資料・文献を各自で収集することが基本となります。テーマに必須の文献等があれば紹介します。</p> |
| | <p>学びの手立て 資料・文献等の読み込みが学習の中心となるため、指示された資料等をきちんと事前に読んでくること。また、先行研究や関連論文等を読むことで、論文の書き方がある程度分かってくるので、できるだけ多く読み込むこと。</p> |
| | <p>評価 論文執筆に関する質疑応答の内容（50%）、研究報告の内容（50%）を評価して成績を判定します。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目 関連科目：国際法特殊研究 I</p> |

| | | | | |
|----------------|---------|------|------------------|-----|
| 科目 基本 情報 | 科目名 | 期 別 | 曜日・時限 | 単 位 |
| | 国際法特論 I | 前期 | 月 6 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 比屋定 泰治 | 1 年 | 授業終了後に教室で受け付けます。 | |

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 学 び の 準 備 | ねらい 国内法とは異なる、国際法におけるものの捉え方や考え方の習得をめざす。 国際法特論 I では特に、テキストの読み込みを通して、国際法の内容、実施のあり方の理解に努める。 | メッセージ 私たちの日常生活が国際社会とつながっていることを意識できるようになってほしいと思います。 |
| | 到達目標 国内法とは異なる国際法の生成、解釈・適用などについて、または、国際法の違反や国際社会の対応について、国際社会の特徴をふまえて理解できるようになること。 | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 び の 実 践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 講義テキストの前半部分を主として読み進める。 （詳細は初回のガイダンスにおいて提示する） テキストの合間に事例、判例の検討をはさみながら進めていく。 |
| | テキスト・参考文献・資料など テキスト：酒井・寺谷・西村・浜本『国際法』（有斐閣、2011年） 参考文献：松井芳郎編代『判例国際法〔第2版〕』（東信堂、2006年）、その他にあれば、授業の中で適宜紹介します。 |
| | 学びの手立て ①履修の心構え：授業範囲をテキストで事前に読んで疑問点を確認しておき、授業中は配布レジュメに沿って講義を聞く。暗記するのではなく「なぜそうなったのか」というストーリーを理解し、説明できるよう心がける。 ②学びを深めるために：日頃から国際ニュースに関心を持ち、世界で起きている事象やその背景にアンテナを張っておく。 |
| | 評価 期末テストおよび平常点により評価する。（評価割合：期末テスト60%、平常点40%） 受講時のやりとりによって、授業にまじめに取り組んでいるか（平常点）を判断し、期末テストと併せて判定する。 |

| | |
|-----------------------|------------------------------|
| 学 び の 継 続 | 次のステージ・関連科目 関連科目：国際法特論 II |
|-----------------------|------------------------------|

| | | | | |
|--------|--------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 国際法特論Ⅱ | 後期 | 月6 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 比屋定 泰治 | 1年 | 授業終了後に教室で受け付けます。 | |

| | | |
|-------|---|---|
| 学びの準備 | ねらい 国内法とは異なる、国際法におけるものの捉え方や考え方の習得をめざす。 国際法特論Ⅱでは特に、国際法判例の評釈を通して、国際法の解釈・適用の実際を学ぶことに重点をおく。 | メッセージ 私たちの日常生活が国際社会とつながっていることを意識できるようになってほしいと思います。 |
| | 到達目標 国内法とは異なる国際法の生成、解釈・適用などについて、または、国際法の違反や国際社会の対応について、国際社会の特徴をふまえて理解できるようになること。 | |

| | | | |
|-------|---|----------------|------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 国際コントロール | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 2 | 事例研究（核開発問題） | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 3 | 紛争の平和的処理 | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 4 | 判例研究（判決の効用） | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 5 | 国際法の国内実施 | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 6 | 判例研究（国内実施） | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 7 | 国際経済法 | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 8 | 判例研究（GATT/WTO） | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 9 | 国際の平和と安全 | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 10 | 事例研究（湾岸戦争） | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 11 | 国際人道法 | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 12 | 判例研究（地域紛争） | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 13 | 国際人権法 | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 14 | 判例研究（欧州人権裁判所） | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 15 | 全体のまとめ | テキストでの予習、レジュメの復習 |
| | 16 | テスト | テキスト、レジュメの見直し |
| | テキスト・参考文献・資料など テキスト：酒井・寺谷・西村・濱本『国際法』（有斐閣、2011年） 参考文献：松井芳郎編代『判例国際法〔第2版〕』（東信堂、2006年）、その他にあれば、授業の中で適宜紹介します。 | | |
| | 学びの手立て ①履修の心構え：授業範囲をテキストで事前に読んで疑問点を確認しておき、授業中は配布レジュメに沿って講義を聞く。暗記するのではなく「なぜそうなったのか」というストーリーを理解し、説明できるよう心がける。 ②学びを深めるために：日頃から国際ニュースに関心を持ち、世界で起きている事象やその背景にアンテナを張っておく。 | | |
| | 評価 期末テストおよび平常点により評価する。（評価割合：期末テスト60%、平常点40%） 受講時のやりとりによって、授業にまじめに取り組んでいるか（平常点）を判断し、期末テストと併せて判定する。 | | |

| | |
|-------|----------------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 関連科目：国際法特論Ⅰ |
|-------|----------------------------|

※ポリシーとの関連性

法的思考能力（リーガル・マインド）を備え、様々な問題に対して、柔軟かつ適切に解決策を導き出せるような人材育成を目指す。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|--------|------|--------------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 商法特論 I | 前期 | 木 7 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 伊達 竜太郎 | 1年 | 研究室：5-620 Mail: r.date@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 我々が生きる現代社会において、「会社」は人々の生活と密接に関係している。ここで取り扱う「会社」では、会社内部の株主や取締役などの意思決定の下で、会社内部の権限・利益配分や会社外部の債権者との取引を行う。本講では、このような会社をめぐる利害関係者を規制する「会社法」を中心に議論を進める。 | 皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「会社法」などの楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。 |

| | |
|------|---|
| 到達目標 | 法と経済学や国際会社法などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会でも活用できる法的考察力の獲得を目指す。 |
|------|---|

| | | | |
|-------|--------------|---------------------|-----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 会社法総論 | 会社法総論 |
| | 2 | ベンチャー・ビジネスと法規制 | ベンチャー・ビジネスと法規制 |
| | 3 | 会社形態：株式会社・持分会社 | 会社形態：株式会社・持分会社 |
| | 4 | 設立（1）総論・設立手続 | 設立（1）総論・設立手続 |
| | 5 | 設立（2）発起人・設立責任 | 設立（2）発起人・設立責任 |
| | 6 | 株式（1）総論・株主の権利と義務 | 株式（1）総論・株主の権利 |
| | 7 | 株式（2）株式の譲渡とその制限 | 株式（2）株式の譲渡とその制限 |
| | 8 | 株式（3）自己株式 | 株式（3）自己株式 |
| | 9 | 新株発行（1）意義・資金調達 | 新株発行（1）意義・資金調達 |
| | 10 | 新株発行（2）是正措置 | 新株発行（2）是正措置 |
| | 11 | 新株予約権：意義・発行手続・譲渡・行使 | 新株予約権：意義・発行手続 |
| | 12 | 社債：意義・発行手続 | 社債：意義・発行手続 |
| | 13 | 機関（1）総論 | 機関（1）総論 |
| | 14 | 機関（2）株主総会の意義 | 機関（2）株主総会の意義 |
| 15 | 機関（3）株主総会の決議 | 機関（3）株主総会の決議 | |
| 16 | まとめ | まとめ | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | テキスト・参考文献・資料など |
| | (1) 伊藤靖史＝大杉謙一＝田中亘＝松井秀征『会社法〔第4版〕(LEGAL QUEST)』（有斐閣、2018年）、もしくは、神田秀樹『会社法入門〔新版〕』（岩波書店、2015年）。 講義の際に、受講生の会社法の理解度に応じて決めたい。 (2) 必要に応じて、適宜資料を配布する。 |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びの手立て |
| | 講義を通して、会社法の基本概念と立法趣旨などを理解する。 講義を受ける姿勢として、常に実社会との関連性を意識しましょう。 |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 評価 |
| | 報告内容、授業参加度、受講態度などから総合的に評価する。報告内容が50で、授業参加度と受講態度が50の割合である。 |

| | |
|-------|-------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
| | 商法特論 II |

※ポリシーとの関連性

法的思考能力（リーガル・マインド）を備え、様々な問題に対して、柔軟かつ適切に解決策を導き出せるような人材育成を目指す。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|--------|------|--------------------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 商法特論Ⅱ | 後期 | 木7 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 伊達 竜太郎 | 1年 | 研究室：5-620 Mail: r.date@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|---|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>我々が生きる現代社会において、「会社」は人々の生活と密接に関係している。ここで取り扱う「会社」では、会社内部の株主や取締役などの意思決定の下で、会社内部の権限・利益配分や会社外部の債権者との取引を行う。本講では、このような会社をめぐる利害関係者を規制する「会社法」を中心に議論を進める。</p> | <p>皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「会社法」などの楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。</p> |
| 到達目標 | <p>法と経済学や国際会社法などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会でも活用できる法的考察力の獲得を目指す。</p> | |

| | | | | |
|----------------|--|-------------------|-----------------|--|
| 学びの実践 | 学びのヒント | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 | |
| | 1 | 会社法総論 | 会社法総論 | |
| | 2 | 機関（4）取締役会・代表取締役 | 機関（4）取締役会・代表取締役 | |
| | 3 | 機関（5）取締役の権限・義務 | 機関（5）取締役の権限・義務 | |
| | 4 | 機関（6）会社役員の実任・行為差止 | 機関（6）会社役員の実任 | |
| | 5 | 機関（7）株主代表訴訟 | 機関（7）株主代表訴訟 | |
| | 6 | 機関（8）監査役・監査役会 | 機関（8）監査役・監査役会 | |
| | 7 | 機関（9）会計参与・会計監査人 | 機関（9）会計参与・会計監査人 | |
| | 8 | 機関（10）委員会設置会社 | 機関（10）委員会設置会社 | |
| 9 | 計算：企業会計の概要・剰余金分配 | 計算：企業会計の概要 | | |
| 10 | 企業組織再編（1）総論 | 企業組織再編（1）総論 | | |
| 11 | 企業組織再編（2）合併 | 企業組織再編（2）合併 | | |
| 12 | 企業組織再編（3）株式交換・株式移転 | 企業組織再編（3）株式交換 | | |
| 13 | 企業組織再編（4）敵対的企業買収 | 企業組織再編（4）企業買収 | | |
| 14 | 国際会社法（1）会社従属法・外国会社 | 国際会社法（1）会社従属法 | | |
| 15 | 国際会社法（2）国際的合併・企業買収 | 国際会社法（2）国際的合併 | | |
| 16 | まとめ | まとめ | | |
| テキスト・参考文献・資料など | <p>（1）伊藤靖史＝大杉謙一＝田中亘＝松井秀征『会社法〔第4版〕（LEGAL QUEST）』（有斐閣、2018年）、もしくは、神田秀樹『会社法入門〔新版〕』（岩波書店、2015年）。 講義の際に、受講生の会社法の理解度に応じて決めた。</p> <p>（2）必要に応じて、適宜資料を配布する。</p> | | | |
| 学びの手立て | <p>講義を通して、会社法の基本概念と立法趣旨などを理解する。 講義を受ける姿勢として、常に実社会との関連性を意識しましょう。</p> | | | |
| 評価 | <p>報告内容、授業参加度、受講態度などから総合的に評価する。報告内容が50で、授業参加度と受講態度が50の割合である。</p> | | | |

| | |
|-------|----------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 商法特論Ⅰ |
|-------|----------------------|

| | | | | |
|--------|----------|------|---|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 税法特殊研究 I | 通年 | 土 3 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 末崎 衛 | 1年 | 研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 判例研究を通じて、税法の基本原則、租税実体法を中心としつつ、租税手続法なども含めた幅広い分野について基本的な知識を習得すると共に、解釈上の諸問題を検討する。これにより、修士論文のテーマを具体的に絞り込んでもらうことを目標とする。 | 各受講生による報告を通じて、判決文や関連文献等の読み方や文章での表現方法について意識してもらい、修士論文を作成する上で必要な技術的な事柄について習得してもらうことをも目標とする。 【実務経験】 弁護士としての経験を踏まえて上記の項目の指導をする。 |

| | |
|------|--------------------------------------|
| 到達目標 | 知識面、表現面などにおいて、修士論文作成の基礎ができることを目標とする。 |
|------|--------------------------------------|

| | | | |
|-------|-----------------------|--------------------------|---------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス、授業方針の調整 | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 2 | テーマ発見のための作業（さまざまな事象の調査）① | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 3 | テーマ発見のための作業（さまざまな事象の調査）② | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 4 | テーマ発見のための作業（さまざまな事象の調査）③ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 5 | テーマ発見のための作業（さまざまな事象の調査）④ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 6 | テーマ発見のための作業（さまざまな事象の調査）⑤ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 7 | テーマ発見のための作業（さまざまな事象の調査）⑥ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 8 | テーマ発見のための作業（さまざまな事象の調査）⑦ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 9 | テーマ発見のための作業（さまざまな事象の調査）⑧ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 10 | テーマ発見のための作業（さまざまな事象の調査）⑨ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 11 | テーマ発見のための作業（さまざまな事象の調査）⑩ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 12 | テーマ候補の絞り込み（各テーマの可能性の検討）① | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 13 | テーマ候補の絞り込み（各テーマの可能性の検討）② | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 14 | テーマ候補の絞り込み（各テーマの可能性の検討）③ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 15 | テーマ候補の絞り込み（各テーマの可能性の検討）④ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 16 | テーマ候補の絞り込み（各テーマの可能性の検討）⑤ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 17 | テーマ候補の絞り込み（各テーマの可能性の検討）⑥ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 18 | テーマ候補の絞り込み（各テーマの可能性の検討）⑦ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 19 | テーマ候補の絞り込み（各テーマの可能性の検討）⑧ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 20 | テーマ候補の絞り込み（各テーマの可能性の検討）⑨ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 21 | テーマ候補の絞り込み（各テーマの可能性の検討）⑩ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 22 | テーマ決定に向けて（各テーマの研究報告）① | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 23 | テーマ決定に向けて（各テーマの研究報告）② | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 24 | テーマ決定に向けて（各テーマの研究報告）③ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 25 | テーマ決定に向けて（各テーマの研究報告）④ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 26 | テーマ決定に向けて（各テーマの研究報告）⑤ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 27 | テーマ決定に向けて（各テーマの研究報告）⑥ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 28 | テーマ決定に向けて（各テーマの研究報告）⑦ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 29 | テーマ決定に向けて（各テーマの研究報告）⑧ | 授業の終了時に毎回指示する |
| 30 | テーマ決定に向けて（各テーマの研究報告）⑨ | 授業の終了時に毎回指示する | |
| 31 | | | |

| | |
|-----------------------|--|
| 学 び の 実 践 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>【参考文献】水野忠恒ほか編『租税判例百選（第6版）』有斐閣 その他、適宜指示する。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>題材とする判決だけでなく、参考文献についても各自で読み予習すること。 対立する考え方（肯定説と否定説など）の双方を検討し、その上で自身の意見を考えること。 「どのように書くか（表現するか）」を常に意識すること。</p> |
| | <p>評価</p> <p>担当報告の内容（50%）、質疑応答の内容（50%）を総合的に評価する。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>次のステージ：税法特殊研究Ⅱ 関連科目：税法特論など</p> |

| | | | | |
|--------|---------|------|---|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 税法特殊研究Ⅱ | 通年 | 土6 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 末崎 衛 | 2年 | 研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>修士論文を完成させることが最大の目標であり、そのために、税法特殊研究Ⅰで学習して得た問題意識についてさらに深く検討して発展させていくことを目指す。</p> | <p>税法特殊研究Ⅰから引き続き、修士論文を作成する上で必要な技術的な事柄について習得してもらうことを目標とする。【実務経験】弁護士としての経験を踏まえて、上記の事柄の指導をする。</p> |

| | |
|------|---------------------|
| 到達目標 | 修士論文を完成させることを目標とする。 |
|------|---------------------|

| | | | |
|-------|----------------------|-------------------------|---------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス、授業方針の調整 | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 2 | テーマの掘り下げ（資料・文献の収集）① | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 3 | テーマの掘り下げ（資料・文献の収集）② | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 4 | テーマの掘り下げ（資料・文献の収集）③ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 5 | テーマの掘り下げ（資料・文献の収集）④ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 6 | テーマの掘り下げ（資料・文献の収集）⑤ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 7 | テーマの掘り下げ（資料・文献の読み込み）① | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 8 | テーマの掘り下げ（資料・文献の読み込み）② | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 9 | テーマの掘り下げ（資料・文献の読み込み）③ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 10 | テーマの掘り下げ（資料・文献の読み込み）④ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 11 | テーマの掘り下げ（資料・文献の読み込み）⑤ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 12 | テーマの確定、執筆開始 | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 13 | 論文執筆のための討論（構成の見直し等）① | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 14 | 論文執筆のための討論（構成の見直し等）② | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 15 | 論文執筆のための討論（構成の見直し等）③ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 16 | 論文執筆のための討論（構成の見直し等）④ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 17 | 論文執筆のための討論（構成の見直し等）⑤ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 18 | 論文執筆のための討論（全体の構成の組み立て）① | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 19 | 論文執筆のための討論（全体の構成の組み立て）② | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 20 | 論文執筆のための討論（全体の構成の組み立て）③ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 21 | 論文執筆のための討論（全体の構成の組み立て）④ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 22 | 論文執筆のための討論（全体の構成の組み立て）⑤ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 23 | 論文執筆のための討論（各章ごとの検討）① | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 24 | 論文執筆のための討論（各章ごとの検討）② | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 25 | 論文執筆のための討論（各章ごとの検討）③ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 26 | 論文執筆のための討論（各章ごとの検討）④ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 27 | 論文執筆のための討論（各章ごとの検討）⑤ | 授業の終了時に毎回指示する |
| | 28 | 論文執筆のための討論（全体的な見直し）① | 授業の終了時に毎回指示する |
| 29 | 論文執筆のための討論（全体的な見直し）② | 授業の終了時に毎回指示する | |
| 30 | 論文執筆のための討論（完成） | 授業の終了時に毎回指示する | |
| 31 | | | |

| | |
|-----------------------|---|
| 学 | <p>テキスト・参考文献・資料など 指定しない。 受講生ごとに、テーマに応じて適宜紹介する。</p> |
| び の 実 践 | <p>学びの手立て 参考文献や関係する資料等をできるだけ早く収集し、内容を精読し検討すること。 他の受講生の報告内容（原稿を含む）についても、「どのように書くべきか」を意識して検討すること。</p> |
| | <p>評価 担当報告の内容（50%）、質疑応答の内容（50%）を総合的に評価する。</p> |
| 学 び の 継 続 | <p>次のステージ・関連科目 関連科目：税法特殊研究Ⅰ、税法特論など</p> |

| | | | | |
|--------|----------|------|---|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 税法特論 A I | 前期 | 水 6 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 末崎 衛 | 1 年 | 研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|---------------------------------------|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | <p>本講義では、主に租税法の基本原則と租税実体法のうち所得課税（所得税法、法人税法）を取り上げ、基本的な制度を説明しつつその法律学的な問題を考察する。租税法は私法の存在を前提とし、その理解には私法の理解が欠かせないが、一方で私法とは異なる租税法独自の考え方にに基づき立法・解釈がされているところもある。この私法との差異を意識しながら、解釈上の問題点を考察していく。</p> | <p>修士論文作成の基礎となる知識や考え方をしっかり学んでほしい。</p> |
| 到達目標 | 「ねらい」に記載したことを理解し、修士論文の作成の基礎となることを目標とする。 | |

| | | | |
|--------|--|------------------------------------|------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 租税法の基本原則①租税法律主義 | テキスト第1編第4章第1節を読む |
| | 2 | 租税法の基本原則②租税平等主義 | 同章第2節を読む |
| | 3 | 課税要件総論 | テキスト第2編第2章を読む |
| | 4 | 所得税法①所得の意義、課税単位 | 同編第3章第2節第1款第1項 |
| | 5 | 所得税法②各種所得の意義と範囲①事業所得と給与所得（および退職所得） | 同款第3項4～6を読む |
| | 6 | 所得税法③各種所得の意義と範囲②譲渡所得 | 同項8を読む |
| | 7 | 所得税法④各種所得の意義を範囲③上記以外の所得 | 同項1～3・7・9・10を読む |
| 8 | 所得税法⑤収入金額と必要経費 | 同款第4項を読む | |
| 9 | 所得税法⑥損益通算、所得控除、税額控除 | 同款第2項・第5項を読む | |
| 10 | 法人税法①法人所得の意義、費用収益対応の原則 | 同節第2款第1項・第2項第1目 | |
| 11 | 法人税法②益金 | 同項第2目を読む | |
| 12 | 法人税法③損金 | 同項第3目を読む | |
| 13 | 法人税法④グループ法人税制 | 同節第5項・第6項を読む | |
| 14 | 法人税法⑤法人組織税制 | 同節第9項を読む | |
| 15 | 同族会社と所得課税 | 同節第3款を読む | |
| 16 | | | |
| 学びの実践 | テキスト・参考文献・資料など | | |
| | <p>【テキスト】金子宏『租税法（第23版）』（弘文堂） 【参考文献】水野忠恒ほか編『租税判例百選（第6版）』（有斐閣） 谷口勢津夫『税法基本講義（第6版）』（弘文堂） 【必携文献】『税務六法』（ぎょうせい）又は『実務税務六法』（新日本法規）※購入時期は別途指示する。 その他適宜紹介する。</p> | | |
| 学びの手立て | 講義の進め方は受講生の意見を聞いて決めたいが、基本的にはテキストの該当箇所と指定する裁判例について予習をしていくこと。 | | |
| 評価 | 講義参加態度（50%）、講義中の質疑応答の内容（50%）で評価する。 | | |

| | |
|-------|---|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 税法特殊研究 I・II、憲法特論、行政法特論など |
|-------|---|

| | | | | |
|--------|--------|------|---|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 税法特論AⅡ | 後期 | 水6 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 末崎 衛 | 1年 | 研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|--------------------------------|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 租税実体法のほか、租税手続法・租税争訟法の分野を取り上げ、基本的な制度を説明しつつその法律学的な問題を考察する。税額確定の手続に関する法制度においても、争訟手続に関する法制度においても、それぞれ特有の仕組みから生じる問題があり、その理解は実体法の理解とともに重要といえる。これらの分野における解釈上の問題点につき、実体法の分野と併せて考察していく。 | 修士論文作成の基礎となる知識や考え方をしっかり学んでほしい。 |

| | |
|------|---|
| 到達目標 | 「ねらい」に記載したことを理解し、修士論文の作成の基礎となることを目標とする。 |
|------|---|

| | | | |
|-------|------------|-----------------------|------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 相続税法①相続税 | テキスト第2編第3章第3節第1款 |
| | 2 | 相続税法②贈与税 | 同節第2款を読む |
| | 3 | 相続税法③財産評価 | 同節第3款を読む |
| | 4 | 相続税法④事業承継税制 | 同節第4款を読む |
| | 5 | 消費税法①総説 | 同章第6節第1款を読む |
| | 6 | 消費税法②「消費税」① | 同節第2款第1～4項を読む |
| | 7 | 消費税法③「消費税」② | 同款第5項を読む |
| | 8 | 租税手続法①確定方式（申告、更正・決定等） | 第3編第2章第2節第1款等を読む |
| | 9 | 租税手続法②更正の請求 | 同節第2款を読む |
| | 10 | 租税手続法③推計課税 | 同節第4巻を読む |
| | 11 | 租税手続法④質問検査権 | 同章第5説を読む |
| | 12 | 租税手続法⑤租税徴収手続 | 同編第3・4章を読む |
| | 13 | 租税争訟法①総説（総額主義と争点主義等） | 第4編第1章を読む |
| | 14 | 租税争訟法②不服申立て | 同編第2章を読む |
| 15 | 租税争訟法③租税訴訟 | 同編第3勝を読む | |
| 16 | | | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>【テキスト】金子宏『租税法（第23版）』（弘文堂）</p> <p>【参考文献】水野忠恒ほか編『租税判例百選（第6版）』（有斐閣） 谷口勢津夫『税法基本講義（第6版）』（弘文堂）</p> <p>【必携文献】『税務六法』（ぎょうせい）又は『実務税務六法』（新日本法規）※購入時期は別途指示する。その他適宜紹介する。</p> |
|-------|--|

| | |
|--------|--|
| 学びの手立て | <p>講義の進め方は受講生の意見を聞いて決めたいが、基本的にはテキストの該当箇所と指定する裁判例について予習をしていくこと。</p> |
|--------|--|

| | |
|----|---|
| 評価 | <p>講義参加態度（50%）、講義中の質疑応答の内容（50%）で評価する。</p> |
|----|---|

| | |
|-------|--|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>税法特殊研究Ⅰ・Ⅱ、憲法特論、行政法特論など</p> |
|-------|--|

※ポリシーとの関連性 より高度な法律専門家の養成のため、会社法の専門的な知識を提供する。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|---------------|------|-------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 法律学特論Ⅲ（総合法律学） | 集中 | 集中 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | -篠田 四郎 | 1年 | s.shiro@hyper.ocn.ne.jp | |

| | | |
|-------|--|-----------|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | この講義は、会社法の第1編総則、第2編株式会社の第1章設立、第4章機関、会社法第2章株式、第3章新株予約権、第4編社債、第5編組織再編等、第4編第5株式会社の計算、清算、外国会社を対象とする。持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）については、関連条文として言及し、株式会社の設立については、関連して言及することとする。 | 講義録を配布する。 |
| 到達目標 | 規定を正確に読み、その趣旨、機能の違いを理解することも目的とする。株式会社の組織再編は、合併、会社分割、株式交換、株式移転を中心に講義する。計算については、その基礎知識を習得し、清算と外国会社は概略を理解することとする。 | |

| | | | |
|-------|---|----------------------------------|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 会社法中の通則、商号、使用人、事業譲渡 | 会社法施行前の商法と比較する |
| | 2 | 株主総会（1） 権限、種類、招集等 | 2から8は監査役設置会社 |
| | 3 | 株主総会（2） 決議等、決議の瑕疵 | |
| | 4 | 取締役（1）選任・解任、資格等、代表取締役、表見代表取締役、権限 | |
| | 5 | 取締役（2）取締役の義務と責任、取締役会 | |
| | 6 | 監査役 監査役資格、職務権限・義務等、監査役、監査役会 | |
| | 7 | 会計参与、会計監査人 | |
| 8 | 役員等の責任免除 | | |
| 9 | 新株の発行と瑕疵 | 講義録を参照する | |
| 10 | 新株予約権（ライツプラン）、社債 | | |
| 11 | 組織再編（1）吸収型再編（吸収合併、吸収会社分割、株式交換 | 吸収型再編と新設型再編との比較 | |
| 12 | 組織再編（2）新設型再編（新設合併、新設会社分割、株式移転） | | |
| 13 | 会社の計算（1） | 税法との対比 | |
| 14 | 会社の計算（2） | | |
| 15 | 全体を振り返る。 | | |
| 16 | | | |
| 実践 | テキスト・参考文献・資料など | | |
| | 講義録を配布する。講義に当たっては、判例等を指示する。授業のテーマ・討論等の進展によって、適宜指示する。 | | |
| | 学びの手立て | | |
| | 授業は講義による。論点の多いところであり、多数の判例を素材として進め、判例については、事実をよく読み、類似判例との相違を確認することも重要である。 | | |
| | 評価 | | |
| | シラバス記載の到達目標の達成度に対して、①授業での発言状況等、②課題、小テスト、添削等への対応状況等を総合的に評価する。 | | |

| | |
|-------|-------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
|-------|-------------|

※ポリシーとの関連性 より高度な法律専門家の養成のため、税法の専門的な知識を提供する。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|--------------|------|-------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 法律学特論V (税法I) | 集中 | 集中 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | -加藤 義幸 | 1年 | | |

| | | |
|-------|---|-------|
| 学びの準備 | ねらい 税法学を研究する上で必要とされる租税の原理、原則は、憲法の定める租税法律主義を頂点として法理論の体系である。本科目は、この租税法の原則を学習すること。 具体的には、租税法の法的体系・原則を、国税通則法を中心に学習する。 | メッセージ |
| | 到達目標 この研究の目的は、本を読むと関連の判例が記載されているが、具体的な判例を見る機会がないので、先ず判例になれること、判例を理解して法令との関連を知ること | |

| | | | |
|---|-------------------------------|--|----------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス 税理士制度と租税法の学習について | |
| | 2 | 租税法の論文の作成について | |
| | 3 | 租税の意義と租税法の基本原則 課税権と国家、法の支配 | |
| | 4 | 租税法律主義と租税の原則 | |
| | 5 | 納税義務者と納税者 納税義務者の範囲、納税義務の成立、確定 | |
| | 6 | 納税義務の補完制度 修正申告、更正・決定（不利益処分と理由附記）、各種附帯税 | |
| | 7 | 納税義務の履行 納付、納税を補完するサブシステム、滞納処分 | |
| | 8 | 税務調査と質問検査権の実施手続き | |
| | 9 | 納税者の救済(1) 不服申し立て、再調査請求と不服審査制度、手続き | |
| | 10 | 納税者の救済制度(2)、税務訴訟 | |
| | 11 | 国税徴収法 滞納処分と資金回収の方法 | |
| | 12 | 租税罰則・国税犯則取締法・刑法との相違 | |
| | 13 | 判例研究1 更正の請求と裁判上の和解 (未公開) | 裁決例平成24年11月12日 |
| 14 | 判例研究2 理由附記の不備と租税法、行政手続法との関連 | 大阪高裁平成25年1月18日 | |
| 15 | 判例研究3 信義則と租税 (ストックオプションの申告指導) | 最判平成18年10月24日 | |
| 16 | | | |
| テキスト・参考文献・資料など | | | |
| <p>【テキスト】 プリント「租税基礎論」(加藤義幸稿) 谷口勢津夫『税法基本講義(5)』、金子宏『租税法(21版)』(弘文堂)、清永敬次『税法7版』(ミネルヴァ書房)</p> <p>【参考文献】 金子宏『ケースブック租税法(4版)』弘文堂 三木義一、田中治、占部裕典『租税判例分析ファイルI~III』税務経理協会 石村耕治編著(加藤義幸共著)『現代税法入門塾(8版)』清文社 税務六法、判例集</p> | | | |
| 学びの手立て | | | |
| <p>租税法は、法律学の一部であるので、法律用語について習熟し、正確に表現をすること。 租税法の用語については、金子宏『租税法(20)』の事項索引を利用して学習すること 修士論文は、法令、法令の解釈、事例研究により構成されるので、判例のみの研究は不十分である点を充分理解すること</p> | | | |
| 評価 | | | |
| 判例研究報告とレポート・授業の発言等により採点をする。 | | | |

| | |
|-------|-------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
|-------|-------------|

※ポリシーとの関連性 より高度な法律専門家の養成のため、税法の専門的な知識を提供する。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|-------------|------|-------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 法律学特論Ⅵ（税法Ⅱ） | 集中 | 集中 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | -加藤 義幸 | 1年 | | |

| | | |
|-------|--|-------|
| 学びの準備 | ねらい 税法学を研究する上で必要とされる租税の原理、原則は、憲法の定める租税法律主義を頂点として法理論の体系である。本科目は、実体法である法人税法を通じて租税法の法的体系、原則、を学習する。 | メッセージ |
| | 到達目標 この研究の目的は、法令の成り立ち、その解釈の仕方の基本を理解すること。 修士論文が判例研究の場合でも、法令解釈、租税法原理、反対解釈等を理解して整理する技術を理解し身につけられるようにする。 | |

| | | | |
|---|---|-------------------------------------|----------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス 法人税法の法令体系・納税義務者の範囲（内国法人、外国法人） | |
| | 2 | 法人税の用語と法人税の所得計算構造（法人税法22条）1 | |
| | 3 | 法人税の所得計算構造2 | |
| | 4 | 益金と損金、企業会計との相違 | |
| | 5 | 有価証券の会計 | |
| | 6 | 役員給与と役員退職金 | |
| | 7 | 交際費課税 寄付金と無償譲渡 | |
| 8 | 債権評価と為替差益その他の費用と法人税の扱い | | |
| 9 | 国際課税と法人税 | | |
| 10 | 組織再編税制 | | |
| 11 | グループ法人税制 | | |
| 12 | 判例研究1 債務免除益を賞与と認定した源泉所得税の納税告知処分 最高裁27年10月8日判決 | 裁判判例羽 | |
| 13 | 判例研究2 貸倒損失の認定 東京地裁平成13年3月2日判決 | 判時1724-25 | |
| 14 | 判例研究3 ホンダ事件 移転価格税制課税が否認された事例 東京高裁平成27年5月13日判決 | TAINS888-1929未公開 | |
| 15 | 判例研究4 タックスヘイブン対策税制 名古屋地裁平成26年9月4日判決 | TAINS888-1885未公開 | |
| 16 | | | |
| テキスト・参考文献・資料など | | | |
| <p>【テキスト】プリント「法人税法概論」（加藤義幸稿） 谷口勢津夫『税法基本講義（5）』、金子宏『租税法（21版）』岡村忠生『法人税法講義（4）』成文堂</p> <p>【参考文献】大淵博義『法人税の解釈の実証と実践的展開（3）』税務経理協会 渡辺淑夫『法人税法（27年）』中央経済社 石村耕治編著（加藤義幸共著）『現代税法入門塾（8版）清文社 税務六法、判例集</p> | | | |
| 学びの手立て | | | |
| <p>租税法は、法律学の一部であるので、法律用語について習熟し、正確に表現をすること。 租税法の用語については、金子宏『租税法（21）』の事項索引を利用して学習すること。 修士論文は、専門用語の集積であるので、税法の用語を正確に使用すること。</p> | | | |
| 評価 | | | |
| 判例研究報告とレポート・授業の発言等により採点をする。 | | | |

| | |
|-------|-------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
|-------|-------------|

| | | | | |
|--------|-------------|------|-------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 法律学特論Ⅷ（税法Ⅳ） | 集中 | 集中 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | -伊川 正樹 | 1年 | | |

| | | |
|-------|------|-------|
| 学びの準備 | ねらい | メッセージ |
| | 到達目標 | |

| | |
|-------|------|
| 学びの準備 | 到達目標 |
|-------|------|

| | |
|-------|--------------------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） |
| | テキスト・参考文献・資料など |
| | 学びの手立て |
| | 評価 |

| | |
|-------|----------------|
| 学びの実践 | テキスト・参考文献・資料など |
|-------|----------------|

| | |
|-------|--------|
| 学びの実践 | 学びの手立て |
|-------|--------|

| | |
|-------|----|
| 学びの実践 | 評価 |
|-------|----|

| | |
|-------|-------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
|-------|-------------|

※ポリシーとの関連性 リーガルマインドを身につけるべく、法的な論理性と結論の具体的妥当性を知る。

[/演習]

| | | | | |
|--------|----------|------|--------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 民法特殊研究 I | 通年 | 火 7 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 田中 稔 | 1年 | 講義の際にお願いします。 | |

| | | |
|-------|---------------------------------------|--|
| 学びの準備 | ねらい 民法に関する修士論文を作成するために必要な指導と助言を行う。 | メッセージ 過去の研究業績は現在および将来の研究の礎です（温故知新）。 |
| | 到達目標 修士論文を作成するための中心となる先行業績を読解すること。 | |

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 学びの準備 | 到達目標 修士論文を作成するための中心となる先行業績を読解すること。 |
| | |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>修士論文の作成には作成者本人の努力が避けられない。受講者の自主的な作業の進行状況に応じて適宜質疑応答を行う。</p> |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>特になし。 受講者に応じて適宜紹介する。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> |
| | <p>評価</p> <p>論文作成状況に応じて総合的に評価する。</p> |

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | テキスト・参考文献・資料など 特になし。 受講者に応じて適宜紹介する。 |
| | |

| | |
|-------|--------|
| 学びの実践 | 学びの手立て |
| | |

| | |
|-------|---------------------------|
| 学びの実践 | 評価 論文作成状況に応じて総合的に評価する。 |
| | |

| | |
|-------|-------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
|-------|-------------|

| | | | | |
|--------|---|-------|-------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 民法特殊研究Ⅱ | 通年 | 火7 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 田中 稔 | 2年 | | |
| 学びの準備 | ねらい 民法に関する修士論文の完成のために必要な助言を与える。論文の進行状況に応じて進める。 | メッセージ | | |
| | 到達目標 | | | |
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 受講者の選択した修士論文のテーマに応じて個別に質疑応答を逐次行う。 | | | |
| | テキスト・参考文献・資料など 特になし。 受講者に応じて適宜紹介する。 | | | |
| | 学びの手立て | | | |
| | 評価 修士論文の執筆状況などにより総合的に評価する。 | | | |
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 | | | |

| | | | | |
|--------|--------|------|-------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 民法特論 I | 前期 | 火 6 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 田中 稔 | 1年 | | |

| | | |
|-------|---------------------------------------|-------|
| 学びの準備 | ねらい 修士論文作成の上で必要な民法に関する知識の習得を目指します。 | メッセージ |
| | 到達目標 | |

| | |
|-------|------|
| 学びの準備 | 到達目標 |
|-------|------|

| | | | |
|-------|--------------------|--------------------|----------|
| 学びの実践 | 学びのヒント | | |
| | 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | 債務不履行における損害賠償 (1) | |
| | 2 | 債務不履行における損害賠償 (2) | |
| | 3 | 債務不履行における損害賠償 (3) | |
| | 4 | 債務不履行における損害賠償 (4) | |
| | 5 | 債務不履行における損害賠償 (5) | |
| | 6 | 債務不履行における損害賠償 (6) | |
| | 7 | 債務不履行における損害賠償 (7) | |
| | 8 | 債務不履行における損害賠償 (8) | |
| | 9 | 債務不履行における損害賠償 (9) | |
| | 10 | 債務不履行における損害賠償 (10) | |
| | 11 | 債務不履行における損害賠償 (11) | |
| | 12 | 債務不履行における損害賠償 (12) | |
| | 13 | 債務不履行における損害賠償 (13) | |
| | 14 | 債務不履行における損害賠償 (14) | |
| 15 | 債務不履行における損害賠償 (15) | | |
| 16 | | | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | テキスト・参考文献・資料など 特にありません。 適宜紹介します。 |
| | 学びの手立て |

| | |
|-------|---------------------------|
| 学びの実践 | 学びの手立て |
| | 評価 レポート (5000字程度) による。 |

| | |
|-------|---------------------------|
| 学びの実践 | 評価 レポート (5000字程度) による。 |
| | 次のステージ・関連科目 |

| | |
|-------|-------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
|-------|-------------|

| | | | | |
|--------|-------|------|-------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 民法特論Ⅱ | 後期 | 火6 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 田中 稔 | 1年 | | |

| | | |
|-------|--------------------------|-------|
| 学びの準備 | ねらい 損害賠償に関する諸問題を検討する。 | メッセージ |
| | 到達目標 | |

| | |
|-------|------|
| 学びの準備 | 到達目標 |
|-------|------|

| | |
|-------|---|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 民法判例百選などで紹介されている、損害賠償に関する重要な大審院・最高裁の裁判例を取り上げて順次検討する。演習方式により進めるため、受講者の報告を踏まえて質疑応答を通じて理解を深める。 |
| | テキスト・参考文献・資料など 民法判例百選Ⅱ。 適宜紹介する。 |
| | 学びの手立て |
| | 評価 総合的に評価する。 |

| | |
|-------|-------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
|-------|-------------|

| | | | | |
|--------|----------|------|--------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 労働法特殊研究Ⅰ | 通年 | 金 6 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 井村 真己 | 1年 | E-mail: imura@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|-------|
| 学びの準備 | ねらい 修士論文作成に向けて、受講生の問題意識に応じて判例や論説について検討を行い、テーマの選定や論文の構想に関して意識を深めていくことを目的とする。 | メッセージ |
| | 到達目標 修士論文作成に向けた準備を整える。 | |

| | |
|-------|---------------------------|
| 学びの準備 | 到達目標 修士論文作成に向けた準備を整える。 |
| | |

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | <p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>第1週～第30週：以下を通じて受講生の修士論文作成の準備を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受講生の関心領域について問題意識を明確にする ②参考文献や参考判例について収集し、必要に応じて研究報告を行う ③論点の明確化と整理 ④各論点に関する文献収集とその整理 ⑤修士論文の基本的構想の作成 |
| | <p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは指定しない。参考文献等については、受講生の関心に応じて適宜紹介する。</p> |
| | <p>学びの手立て</p> <p>各自の問題意識を明らかにしつつ、それを具体化する作業が必要である。</p> |
| | <p>評価</p> <p>受講態度（80％）、報告（20％）を総合的に考慮する。</p> |

| | |
|-------|------------------------------------|
| 学びの継続 | <p>次のステージ・関連科目</p> <p>労働法特殊研究Ⅱ</p> |
|-------|------------------------------------|

| | | | | |
|--------|----------|------|--------------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 労働法特殊研究Ⅱ | 通年 | 金 6 | 4 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 井村 真己 | 2年 | E-mail: imura@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|-------|
| 学びの準備 | ねらい 修士論文作成に向けて、受講生の問題意識に応じて判例や論説について検討を行い、テーマの選定や論文の構想に関して意識を深めていくことを目的とする。 | メッセージ |
| | 到達目標 修士論文作成に向けた準備を整える。 | |

| | |
|-------|---------------------------|
| 学びの準備 | 到達目標 修士論文作成に向けた準備を整える。 |
|-------|---------------------------|

| | |
|-------|--|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 第1週～第30週：以下を通じて受講生の修士論文作成の準備を行う ①受講生の関心領域について問題意識を明確にする ②参考文献や参考判例について収集し、必要に応じて研究報告を行う ③論点の明確化と整理 ④各論点に関する文献収集とその整理 ⑤修士論文の基本的構想の作成 |
| | テキスト・参考文献・資料など テキストは指定しない。参考文献等については、受講生の関心に応じて適宜紹介する。 |
| | 学びの手立て 各自の問題意識を明らかにしつつ、それを具体化する作業が必要である。 |
| | 評価 受講態度（80%）、報告（20%）を総合的に考慮する。 |

| | |
|-------|-----------------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 修士論文作成 |
|-------|-----------------------|

※ポリシーとの関連性 より高度な法律専門家の養成のため、労働法の専門的な知識を提供する。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|---------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 労働法特論 I | 前期 | 月 7 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 井村 真己 | 1年 | imura@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|---|--|
| 学びの準備 | ねらい 本講義は、労働法のうち、労働者と使用者（会社）との間の契約関係に関わる法領域である個別的雇用関係法について、判例研究を中心として、その規制内容の意義と課題について検討することを目的とする。 | メッセージ 講義を受講するに当たっては労働法の具体的な知識は必要ないが、労働問題に関心を持っていることが望ましい。 |
| | 到達目標 労働法の一領域である個別的雇用関係法について、その基本的な枠組、法の規制内容およびその課題について基本的な知識を修得することを目標とする。 | |

| | | | |
|-------|--|------------------|------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス | |
| | 2 | 労働法の適用対象 | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 |
| 3 | 労働基準法①（労働契約、労働憲章） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 4 | 労働基準法②（就業規則） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 5 | 労働基準法③（採用と人事） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 6 | 労働基準法④（賃金・労働時間） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 7 | 労働基準法⑤（休日・休暇・休業） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 8 | 労働基準法⑥（懲戒、退職） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 9 | 労働契約法 | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 10 | 男女雇用機会均等法 | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 11 | 高年齢者雇用安定法 | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 12 | 労働者派遣法、パートタイム労働法 | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 13 | 労働安全衛生法、労災保険法 | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 14 | 労働審判法 | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 15 | 個別労働紛争解決法 | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 16 | まとめ | | |
| | テキスト・参考文献・資料など テキスト： 指定しない。 参考文献： 必要に応じて適宜紹介する。 | | |
| | 学びの手立て 労働関係の問題は、働くことで生活の糧を得ようとする以上は避けては通れない問題である。自分がどのような権利を持っていて、どのような保護を受けることができるのかということをは、自分の身を守るためにも非常に重要である。したがって、受講の際には、将来の自分自身の働き方を意識し、自分自身の問題として労働法を学んで欲しい。 | | |
| | 評価 シラバス記載の到達目標の達成度に対して講義での報告（60%）、受講態度（40%）を総合して判断する。 | | |

| | |
|-------|-------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
|-------|-------------|

※ポリシーとの関連性 より高度な法律専門家の養成のため、労働法の専門的な知識を提供する。

[/一般講義]

| | | | | |
|--------|--------|------|------------------|----|
| 科目基本情報 | 科目名 | 期別 | 曜日・時限 | 単位 |
| | 労働法特論Ⅱ | 後期 | 月7 | 2 |
| | 担当者 | 対象年次 | 授業に関する問い合わせ | |
| | 井村 真己 | 1年 | imura@okiu.ac.jp | |

| | | |
|-------|--|--|
| 学びの準備 | ねらい 本講義は、労働法のうち、労働者が自主的に結成した団体である労働組合と使用者との関係である集団的労使関係に関する領域について、憲法28条および労働組合法をめぐる法的問題に関する判例研究を中心として、その規制内容の意義と課題について検討することを目的とする。 | メッセージ 講義を受講するに当たっては労働法の具体的な知識は必要ないが、労働問題に関心を持っていることが望ましい。 |
| | 到達目標 労働法の一領域である集団的労使関係法について、その基本的な枠組、法の規制内容およびその課題について基本的な知識を修得することを目標とする。 | |

| | | | |
|-------|--|----------------------|------------------|
| 学びの実践 | 学びのヒント 授業計画 | | |
| | 回 | テーマ | 時間外学習の内容 |
| | 1 | ガイダンス | |
| | 2 | 労働組合の歴史的背景 | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 |
| | 3 | 労働基本権①（憲法28条の意義） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 |
| | 4 | 労働基本権②（労働基本権の限界） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 |
| | 5 | 労働組合①（労働組合法上の労働組合） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 |
| | 6 | 労働組合②（組合活動） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 |
| | 7 | 団体交渉 | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 |
| | 8 | 不当労働行為①（不当労働行為制度の意義） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 |
| 9 | 不当労働行為②（不当労働行為の種類） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 10 | 不当労働行為③（不当労働行為の救済） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 11 | 労働協約①（労働協約の意義） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 12 | 労働協約②（労働協約の法的効果） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 13 | 争議行為①（争議行為の種類） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 14 | 争議行為②（違法な争議の責任） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 15 | 争議行為③（労働紛争の調整） | 各自担当判例の研究・レジュメ作成 | |
| 16 | まとめ | | |
| | テキスト・参考文献・資料など テキスト： 指定しない。 参考文献： 必要に応じて適宜紹介する。 | | |
| | 学びの手立て 労働関係の問題は、働くことで生活の糧を得ようとする以上は避けては通れない問題である。自分がどのような権利を持っていて、どのような保護を受けることができるのかということをは、自分の身を守るためにも非常に重要である。したがって、受講の際には、将来の自分自身の働き方を意識し、自分自身の問題として労働法を学んで欲しい。 | | |
| | 評価 シラバス記載の到達目標の達成度に対して講義での報告（60%）、受講態度（40%）を総合して判断する。 | | |

| | |
|-------|-------------|
| 学びの継続 | 次のステージ・関連科目 |
|-------|-------------|